

宇部工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

1. 基本方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）は「温かい人間性と豊かな国際性を備え、創造的目標に対して常に向上心をもって、果敢に粘り強く努力を傾注できる人材を育成する」ことを教育方針とし、豊かな心と優れた感受性を持ち、学生として自主的な責任ある行動と規律正しい生活ができる人材を育成している。全ての学生が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力するとともに、家庭、地域、関係機関と連携の下、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

(2) いじめの定義

独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（以下「機構ポリシー」という。）において、いじめとは、「学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。この定義を踏まえ、個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめを受けた学生の立場に立って行う。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努める。

2. いじめ対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「宇部工業高等専門学校いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、本基本計画に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割やいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、本校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

3. いじめの防止等に関する基本的取り組み

(1) いじめの未然防止

① いじめに対する共通理解

○校長は、学生に対しては、合同ホームルーム等の場で、教員に対しては、年度初めの教員会議等の場で、本基本方針を周知する。

○教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

○教職員は、授業・ホームルーム活動・課外活動・学生会活動等を通して日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成し、学生のいじめ未然防止への意識を高める。

○保護者に対しては、学校だより等を利用して、本基本計画を周知するとともに、ホームページ等により公表する。

② 学生指導の充実

○学生をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。学生のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○学生指導の三機能（自己存在感を高める、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を活かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係をつくることで、学生の共感的人間関係を育成する。

○学生向けのいじめ防止のための講習会を年1回以上企画・実施する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

① 教職員による観察や情報交換

○いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、担任、科目担当教員、研究指導教員、学生部教員、寮務部教員、学生相談室員等の学生と接する機会が多い教員はもちろんのこと、全教職員が日頃から学生の見守りや信頼関係の構築等に努め、学生が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないよう十分な目配りに努め、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に担任情報共有会、学年会議、学科会議等を利用して情報共有を行う。

② 学生・保護者・地域からの情報提供

○学生がいじめに気づいた場合は、メールや電話等相談しやすい方法で速やかに知らせるよう指導する。

○学生・保護者等に向けホームページに問い合わせ先が掲載されていることや意見箱等の活用を周知するとともに、学内外からの申し出についても迅速に対応する。

○地域の方から、通学時の様子等、学生の情報を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

③ 定期的ないじめ調査や個人面談の実施

○学生への定期的なアンケート調査を年間4回実施し、いじめ、ストレス、悩み等について、きめ細かな把握に努め、学級担任等と連携して支援する。

○学級担任・学生相談室・学生部・寮務部は、必要に応じて個人面談を実施し、学生の実態把握と支援に努める。

○個人面談やアンケート調査により、いじめであるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、対策委員会で行う。

④ 相談体制の充実や相談体制の周知

- 学外の専門家（スクールカウンセラー・臨床心理士等）の活用により、学内の相談体制の充実を図るとともに、学生相談室や保健室の利用方法等について広く周知する。
- ホームページ・掲示物・学校だより等を利用して、学校以外の相談窓口等について継続的に周知する。

(3) いじめの発見や相談を受けたときの対応、いじめの事実調査

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で発見者がその行為を止めさせる。その上で、当事者の氏名を確認し、速やかに学生主事に報告する。

○教職員はささいな兆候や懸念、学生からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学生主事に報告・相談する。加えて、対策委員会に集められた情報は、個別の学生ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

○教職員が学生や保護者からの相談や訴えを受けた場合は、真摯に傾聴し、速やかに学生主事に報告する。

○学生主事は、教職員からいじめの発見や相談を受けたとの報告があった場合は、対策委員会に報告し、組織的に当該学生に係るいじめの事実の確認を行う。

○対策委員会は、学生主事を通じて学生、保護者、家庭、地域等から情報が寄せられた場合は、組織的に情報を共有し、いじめを受けた学生を徹底して守り抜くという考え方のもとに迅速かつ適切に対応する。

○いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた学生の立場に立って行う。

○対策委員会は、いじめを確認した際には、24時間以内に独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に報告する。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談し、連携して対応する。

○いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。（「4 重大事案への対処」に詳述）

② いじめを受けた学生又はその保護者への対応及び支援

○いじめを受けた学生に対しては、その保護を第一に考えるとともに、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を守り高めるよう努める。また、保護者に対しては状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。

○いじめを受けた学生に寄り添い徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。

○対策委員会は、いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

③ いじめを行った学生又はその保護者への対応及び支援

○いじめを行った学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ真摯な反省を促す。また、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、加害学生がいじめを行うに至った背景にも十分考慮する必要がある。

○いじめを行った学生に対しては、必要があると認められる時は、いじめを受けた学生や他の学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。また、教育上必要があると認められる時は、適切に懲戒を加える。

○一定の教育的配慮のもと、懲戒処分期間中及び懲戒処分解除後も継続して適切な指導を行い、必要に応じて、学生相談室等と連携した対応を行う。

④ インターネット等によるいじめの対応

○インターネット等への不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。

○インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、情報モラル教育を充実させる。

⑤ いじめの解消

○いじめは、謝罪とその受入れをもっていじめが解消したと安易に判断することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている場合について、他の事情も勘案した上でいじめが「解消している」状態と判断する。

●いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われているものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月を目安として、相当な期間継続している場合。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にとらわれない。

●いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことと認められること。いじめを受けた学生本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた学生及びいじめを行った学生については、保護者との連携を図り、注意深く観察する。

4 重大事態への対処

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

重大となる案件とは、機構ポリシー第16の「学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより当該学校に在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

(2) 重大事態発生報告

本校が、重大事態が発生したと確認した場合には、速やかに機構に報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査

① 調査組織

○本校は、重大事態の疑いが生じた時点で質問票（アンケート）等による調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し連携を図りながら迅速に対応する。

○本校が主体となり調査を行う場合は、あらかじめ機構に承認を得た上で、対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。

○いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合は、必要に応じて第3者からなる調査委員会において調査を行う。

○重大事態に関わる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明する。

○重大事態に関わる調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

② いじめを受けた学生への対応

○いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復を図るとともに、安全の確保を行う。

○いじめを受けた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。

○いじめを受けた学生や情報を提供した学生の安全の確保を最優先とした調査を実施する。

○いじめを受けた学生から十分聞き取り調査を行うとともに、在籍学生や教職員に対してもアンケート調査や聞き取り調査を行う。

○アンケート調査実施前に、アンケート調査の実施により得られた結果をいじめを受けた学生やその保護者に提供する場合があることを調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

○アンケート調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、いじめを受けた学生の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

③ いじめを受けた学生からの聞き取り調査が不可能な場合

○いじめを受けた周りの学生や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた学生及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた学生やその保護者に対して、調査方針、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）につ

いて説明し、適時・適切な方法で経過報告を行う。

○情報提供に当たっては、他の学生のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

② 調査結果の報告

○調査結果については、機関に報告をする。

○重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対して報告するとともに並びにインターネットにより公表する。

5 その他の留意事項

(1) いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの策定

対策委員会は、本基本計画に基づく多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ「いじめ防止プログラム」及びいじめを早期に発見し被害学生を守り抜きながらいじめを止めさせ適切な支援を行うとともに加害学生には適切な指導等を行うためのアンケート、相談・通報、情報共有、適切な対処等の在り方についての「早期発見・事案対処マニュアル」を策定する。なお、教職員のマニュアルの理解等を徹底するため、チェックリストを作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。作成や実施に当たっては、必要に応じて保護者や学生の代表、地域住民などの参加を得る。

(2) 対策委員会の活動の周知

対策委員会の活動を「見える化」すること等によって、学生・保護者と教職員の信頼関係を構築する。学生への定期的なアンケートで、対策委員会の存在、役割、活動内容について、具体的に把握しているか確認を行う。

(3) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。対策委員会に集められた情報は、個別の学生ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方にについて、全ての教職員で共通理解を図る。

(4) 教職員の研修

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする学生指導上の諸問題に関する研修をいじめ防止プログラムに位置付けて実施する。

(5) PDCAサイクルに基づく取り組みの評価・検証

いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実施するため、対策委員会は、本基本計画が実情に即して効果的に機能しているかについて、別図「宇部工業高等専門学校いじめ防止に関する取り組み（PDCAサイクル）」に基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、適切に評価・検証等を行う。

(6) 教職員の評価

教職員の人事評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、いじめの防止等に関する適切かつ最大限の取り組み、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価する。

(7) 文書管理

対策委員会で収集した資料、文書等については、対策委員会で管理し、他の文書とは別に保管する。

附 則

1. この基本計画は、令和2年7月9日から施行する。
2. 宇部工業高等専門学校いじめ防止基本方針（平成27年2月3日制定）は廃止する。

附 則

この基本計画は、令和6年4月1日から施行する。